教室掲示用

香川県立高松北中学校・高松北高等学校

警報発表時における生徒の登下校について

１　自宅待機となる場合

⑴午前６時の時点で、⑵ 高松市に、
⑶大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報
のいずれかが発表されているとき

（注意）⑴ 午前６時以後、登校までの間に発表された場合も、その時点で自宅待機とする。

⑵ **自宅が高松市以外の地域にある生徒は、自宅のある市町に警報が発表されていれば、自宅待機とする。**また、通学経路の市町に警報が発表されている場合も自宅待機とする。この他、地域や交通機関等の状況により登校できないと判断される場合は、学校に連絡をして自宅待機する。

⑶ 波浪警報や高潮警報の場合は、安全面に十分注意して通学路を考え、ゆとりをもって登校すること。

※令和８年５月下旬より、関係法令の改正に伴って防災気象情報の体系が変更され、気象庁が発表する「大雨警報・高潮警報・氾濫警報・土砂災害警報」については、「レベル３大雨警報」のように、自治体（市町）が出す避難情報に対応する警戒レベル（１～５）が付記されることとなりました。

２　自宅待機の後、臨時休業となる場合

午前１１時の時点で、高松市に警報が継続されているとき

３　自宅待機の後、午後から授業を実施する場合

午前１１時までに、高松市の警報が解除されたとき

⑴ 学校では１３時２５分からＳＨＲを行い、５校時（１３時３５分）から授業を開始する。

⑵ 生徒は自宅で昼食をとり、その時点での注意報等に留意し登校する。
遅刻をしないために無理をしないこと。
また、地域の警報の発表状況や交通機関等の状況により登校できないと判断される場合は、学校に連絡をして自宅待機を継続すること。

香川県立高松北中学校・高等学校 連絡先　TEL(087)-845-2155